

本事務連絡は、学校の水泳授業（幼稚園におけるプール活動を含む。）における感染症対策の徹底をお願いするものです。

事 務 連 絡  
令和3年4月9日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

ス ポ ー ツ 庁 政 策 課 学 校 体 育 室  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

### 学校の水泳授業における感染症対策について

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

特に、水泳の授業においては、複数学級による合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行ったりするなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場면을避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じた上で、水泳授業の実施について検討してください。このことについては、幼稚園におけるプール活動についても同様です。

また、実施に当たっては、スポーツ庁が作成した「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」([https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/jsa\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00001.htm)) も参考にしてください。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課及び幼稚園主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課にお

かれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

## 記

1. 学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。  
屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行うこと。また、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本事務連絡に基づく適切な管理を徹底すること。
2. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせること。  
授業を見学する児童生徒については、気温が高い日などは、熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保したりするよう指導すること。
3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるようにすること。
4. 授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童生徒が密接する活動は避けること。例えば、バディシステムについても、児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。
5. 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声しないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。また、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
6. 水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。

7. 水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。
8. 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記1.～7.を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が1.～7.に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

**【本件担当】**

〔水泳授業の全般に関すること〕

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111（内線 2674）

〔幼稚園におけるプール活動に関すること〕

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

電話 03-5253-4111（内線 2376）